

熊本労働局資料

令和 7 年 3 月 10 日

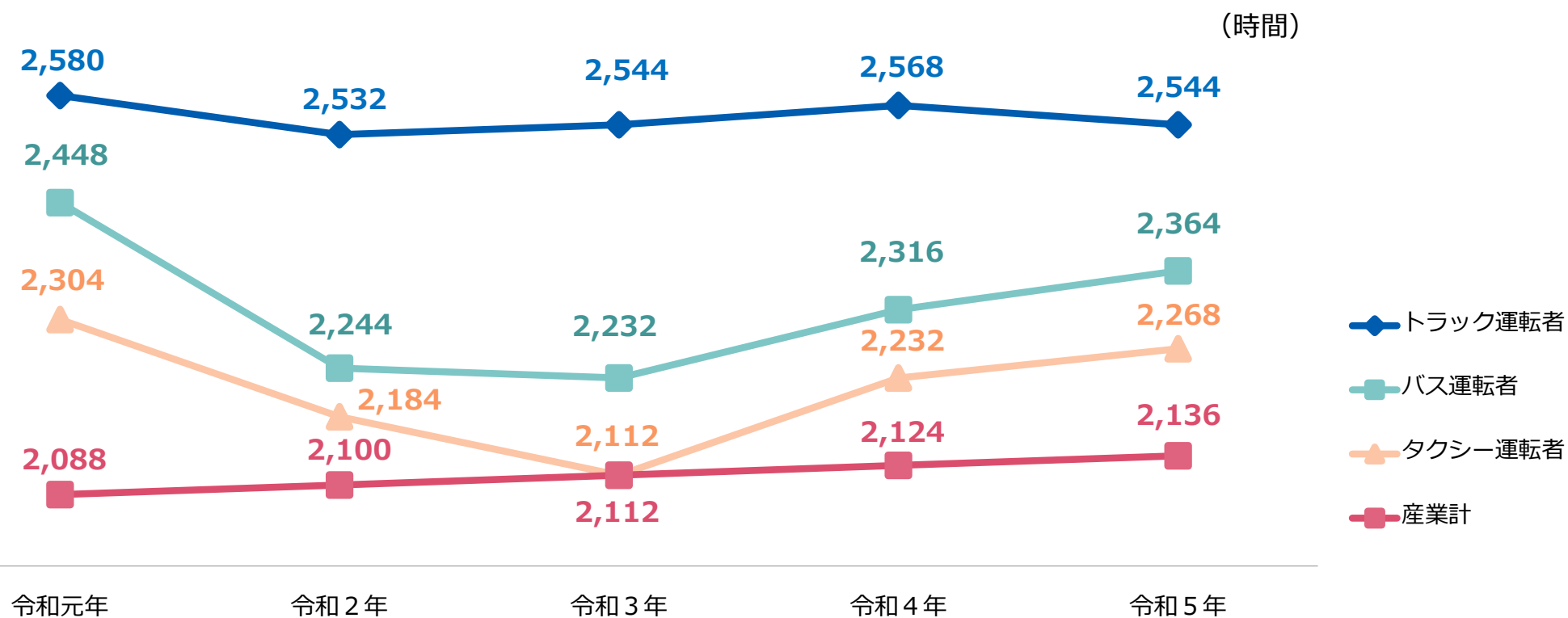
熊本労働局労働基準部監督課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

自動車運転者に係る労働時間の推移

- 自動車運転者は、依然として長時間・過重労働が課題となっている。
- 令和5年における年間の総労働時間数は、産業計と比較し、トラック運転者（※）は約408時間、バス運転者は約228時間、タクシー運転者は約132時間多く、長時間労働の実態にある。

自動車運転者の年間の総労働時間数の推移

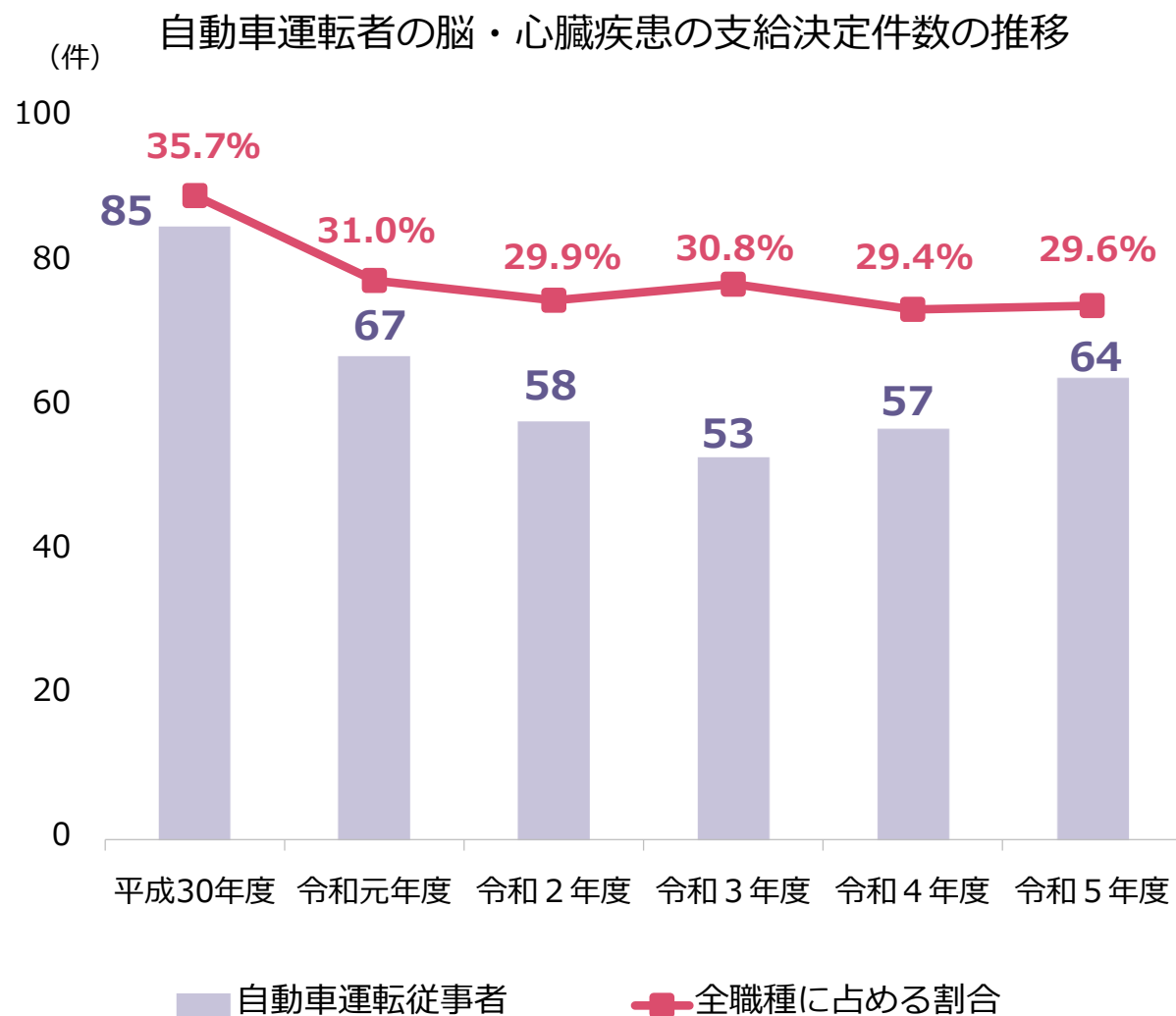


(※) トラック運転者の労働時間数は、営業用大型貨物自動車運転者（中小型トラックを除く。）の労働時間数を表したものの。

出典：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」

自動車運転者に係る脳・心臓疾患の支給決定状況

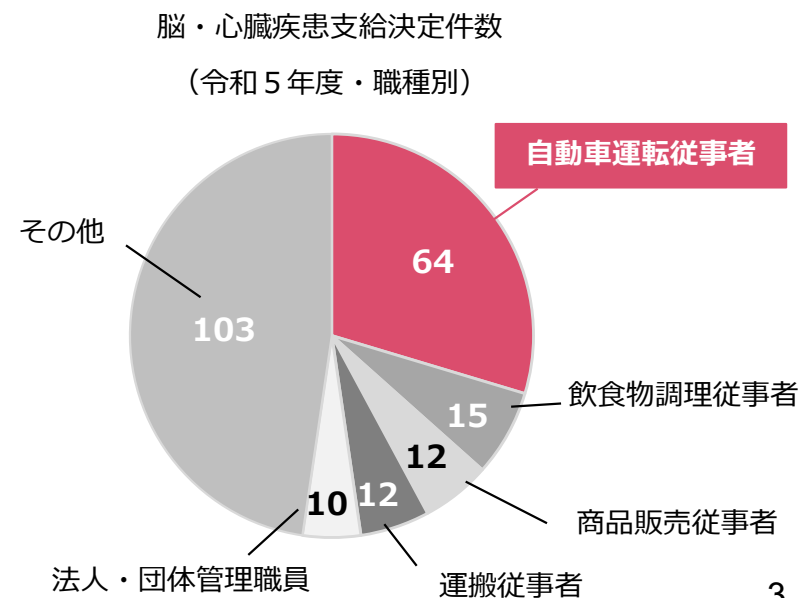
- 自動車運転者の脳・心臓疾患の労災支給決定件数は高い水準（令和5年度は64件）にあり、全業種（同216件）の約3分の1を占めている。



常用雇用者 5,514万3,895人

- ・道路貨物運送業に従事 161万1,454人 (2.92%)
- ・道路旅客運送業に従事 44万3,169人 (0.8%)

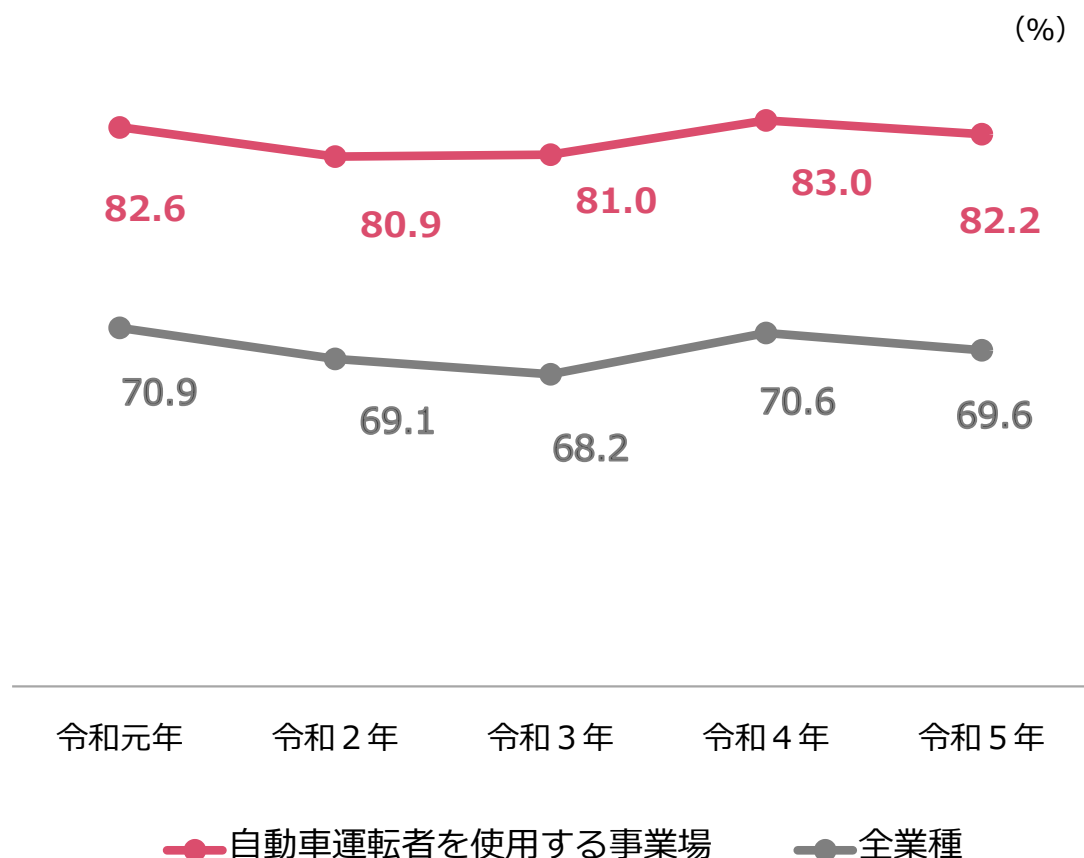
※ 数値は、総務省統計局「経済センサス－活動調査」（令和3年）の調査票情報を独自集計したもの。



自動車運転者を使用する事業場に係る監督指導の状況

- 自動車運転者を使用する事業場に係る労働基準関係法令の違反率は、全業種と比べて高い状況にある。
- 令和5年に監督指導を行った3,711事業場（トラック：2,928事業場、バス：193事業場、ハイヤー・タクシー：299事業場、その他：291事業場）のうち、82.2%に当たる3,049事業場において、労働基準関係法令違反が認められ、概ね同水準で推移している。

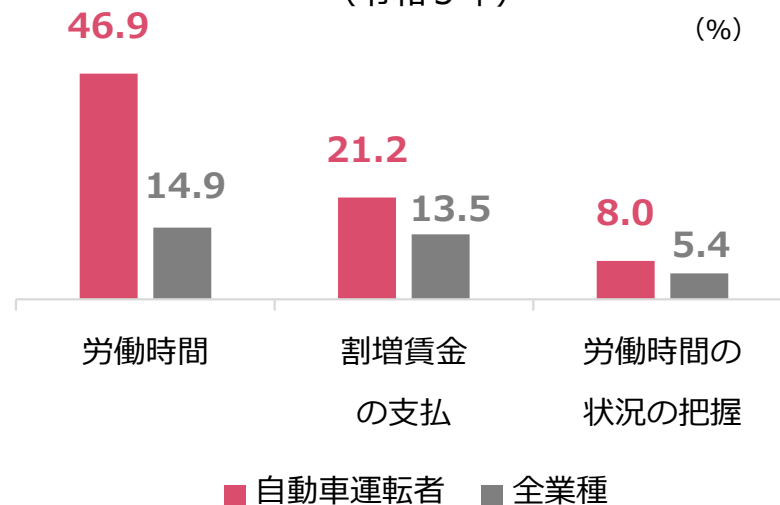
労働基準関係法令違反率の推移



労働基準関係法令違反事業場数（違反率）
（令和5年）

トラック	2,389事業場（81.6%）
バス	155事業場（80.3%）
ハイヤー、タクシー	269事業場（90.0%）

主な労働基準関係法令違反の内容
（令和5年）

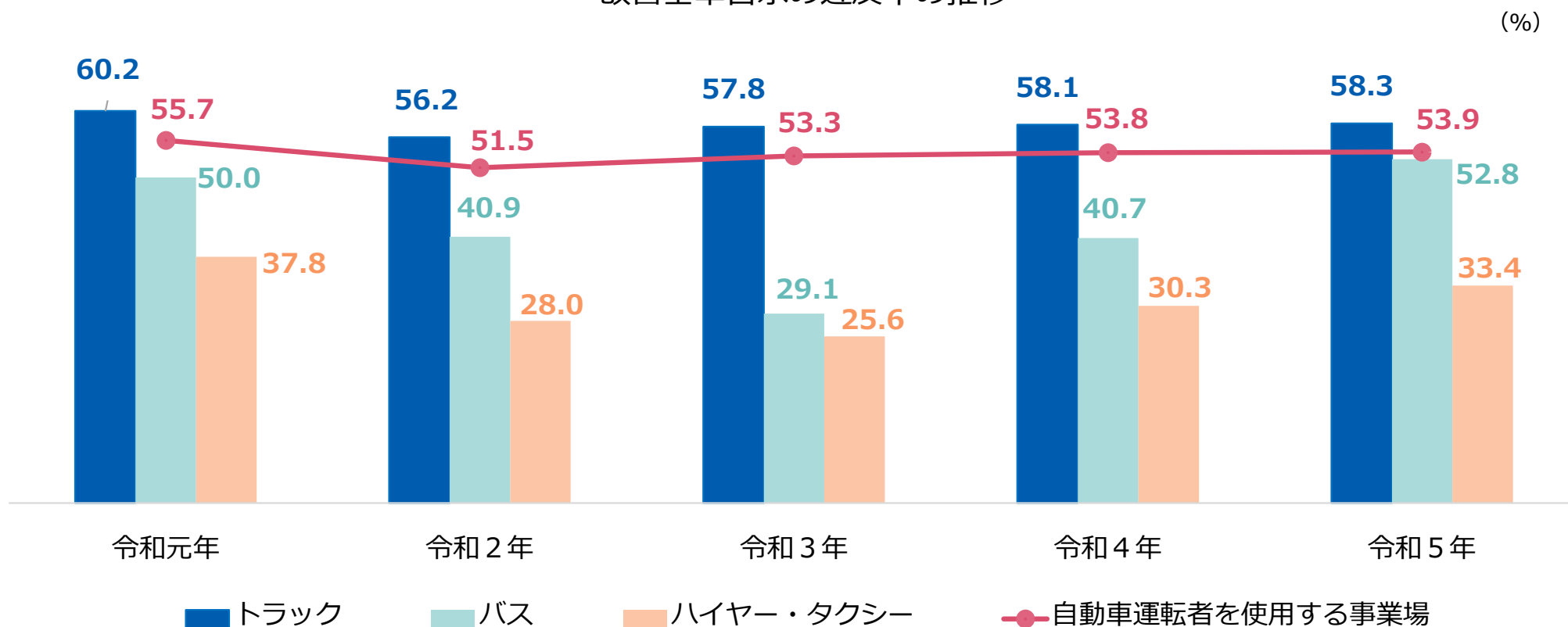


自動車運転者を使用する事業場に係る改善基準告示違反の状況①

- 令和5年に監督指導を行った事業場のうち、53.9%に当たる1,999事業場において、改善基準告示（※）違反が認められた。
- バス、ハイヤー・タクシーは、令和3年が最低となったが、その後上昇傾向にある。

（※）…自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）

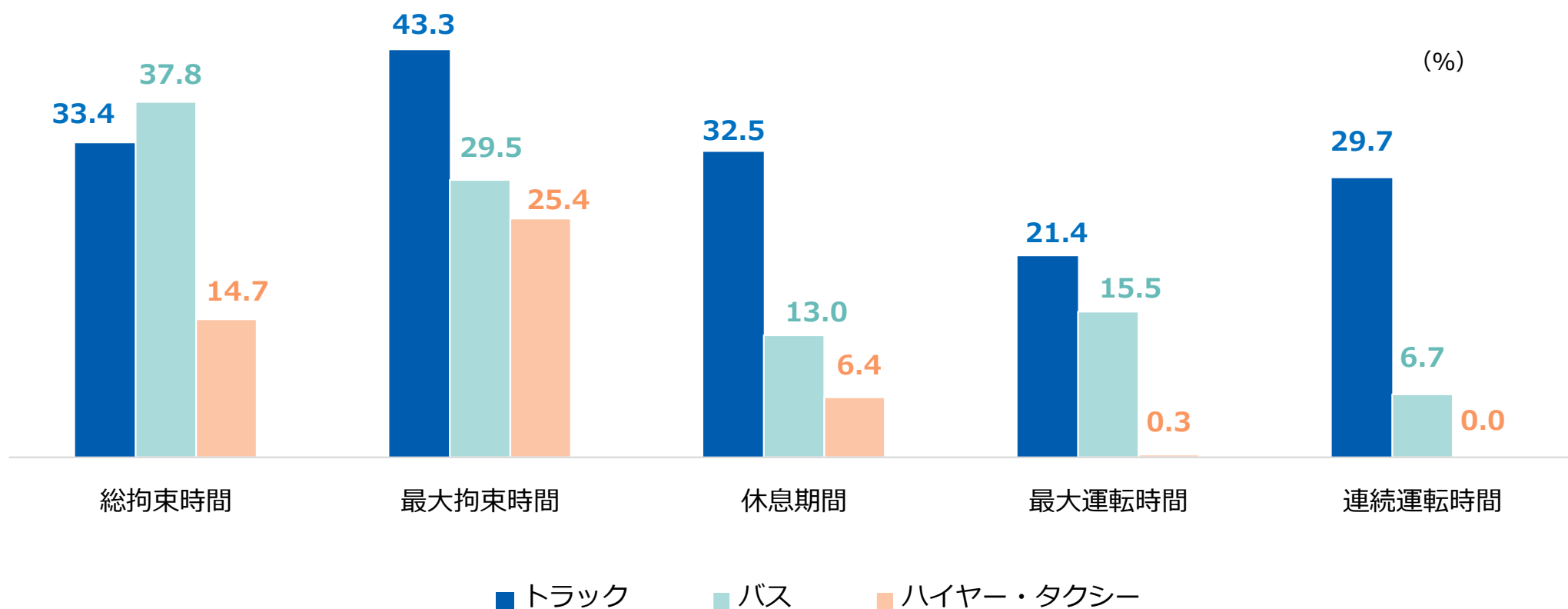
改善基準告示の違反率の推移



自動車運転者を使用する事業場に係る改善基準告示違反の状況②

- 令和5年に監督指導を行った事業場のうち、改善基準告示に係る違反が認められた事業場の主な違反事項の違反率は、以下のとおりであった。

改善基準告示の主な違反事項の違反率（令和5年）



(※) 総拘束時間：1か月又は1週当たりの拘束時間、最大拘束時間：1日当たりの拘束時間、休息期間：勤務と次の勤務との間の時間
最大運転時間：1日及び1週当たりの運転時間、連続運転時間：1回当たりの運転時間

発着荷主等に対する要請の取組①

- 令和4年12月23日の改善基準告示の改正に伴い、都道府県労働局に「荷主特別対策チーム」を編成し、長時間の恒常的な荷待ちを発生させないこと等について、発着荷主等に対して要請する取組を開始した。

1. 荷主特別対策チームの概要

1.トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有するメンバーで編成

「荷主特別対策チーム」は、都道府県労働局に新たに任命する荷主特別対策担当官を中心に、トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有する都道府県労働局・労働基準監督署のメンバーにより編成。

2.労働基準監督署が発着荷主等に対して要請

労働基準監督署が、発着荷主等に対し、①長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、②運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力することなどを要請。

3.都道府県労働局が長時間の荷待ちなどの改善等に向け発着荷主等に働きかけ

都道府県労働局のメンバーが、労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組めるよう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等のアドバイスを実施。

4.長時間の荷待ちに関する情報を収集

厚生労働省ホームページに、「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」（※）を新設し、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を収集し、その情報を基に、労働基準監督署が要請等を実施。

※URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/nimachi.html



2. 発着荷主等による長時間の荷待ちに対する取組

「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」に寄せられた情報の件数	1,774件
発着荷主等に対する要請を実施した事業場数	18,938事業場

(令和4年12月～令和6年12月)

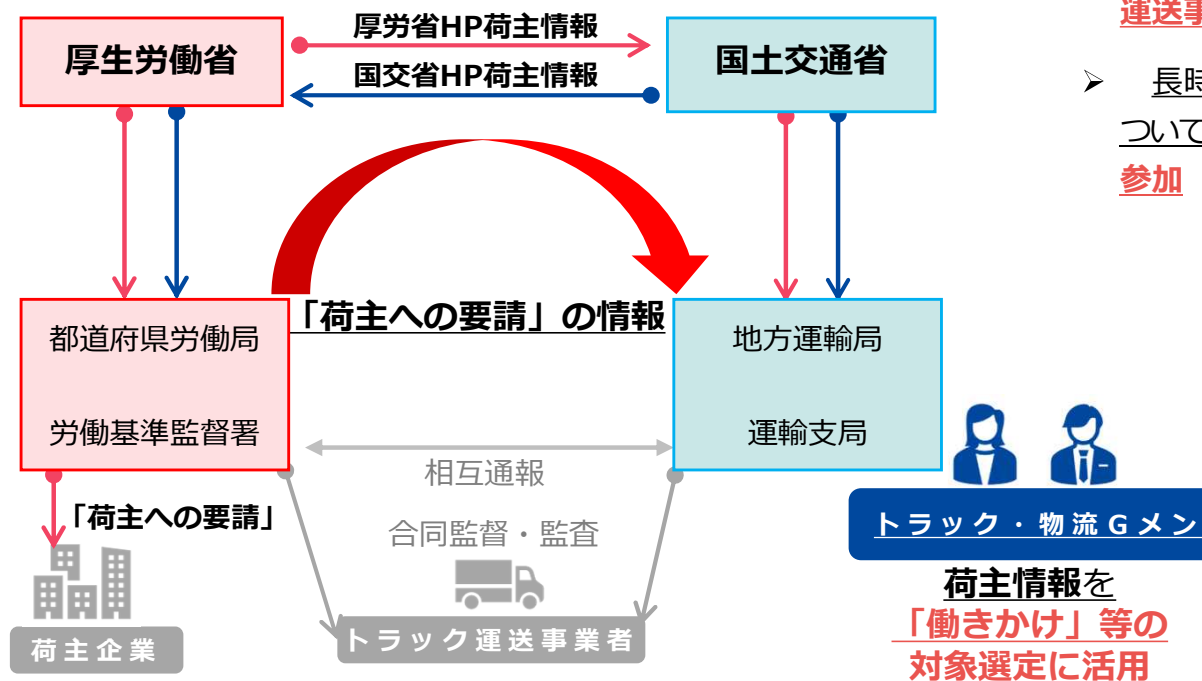
「トラック・物流Gメン」（国土交通省）との連携

- 令和4年12月から国土交通省と以下のように連携（下線部は令和5年10月から拡充）。

※令和6年11月1日付けで「トラック・物流Gメン」に改組

① 荷主情報提供の運用

- 厚生労働省のHPに寄せられた荷主情報を国土交通省へ提供
- 荷待ちを発生させている疑いがあることを労働基準監督署が把握し、「荷主への要請」を実施した荷主の情報を、広く国土交通省に提供し、「トラック・物流Gメン」による「働きかけ」等の対象選定に活用

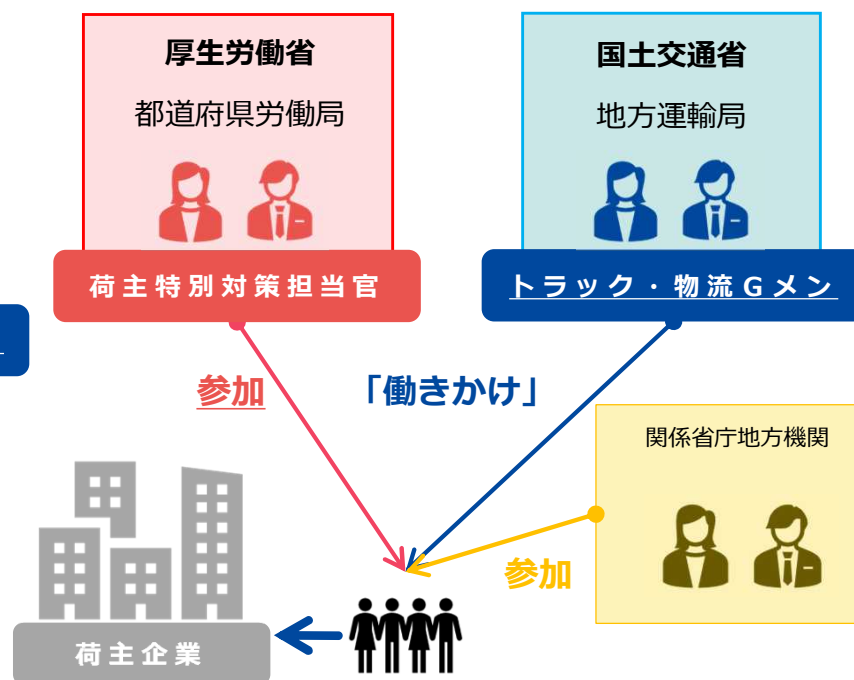


③ 「標準的な運賃」の周知

- 労働基準監督署が実施している「荷主への要請」の際、トラック法に基づく「標準的な運賃」も周知

② トラック法に基づく「働きかけ」の連携

- 国土交通省に対し、貨物自動車運送事業法（トラック法）等の運行管理に関する規定に違反の疑いがあると認められるトラック運送事業者について通報
- 国土交通省のトラック・物流Gメン+関係省庁が連携して、トラック運送事業者への配慮を「働きかけ」
- 長時間の恒常的な荷待ちを発生させていること等が疑われる事案については、都道府県労働局の「荷主特別対策担当官」も「働きかけ」に参加



労働基準監督署による荷主への要請（トラック）

- 賃金水準の向上に向けて、賃金の原資となる適正な運賃を支払うことを周知している（「標準的運賃」の周知）。
- 令和6年3月22日に改正された「標準的運賃」及び「標準運送約款」が告示され、「標準的運賃」は8%上昇、「標準運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化された。
- 令和6年5月15日にいわゆる物流法が改正され、荷待ち時間等の削減に新たな努力義務が課されることを周知している。

発着荷主等に対する要請時に配布するリーフレット「STOP！ 長時間の荷待ち」

荷主・元請運送事業者の皆さまへ

STOP!

長時間の荷待ち

物流は重要な社会インフラであり、国民生活や経済活動
なくてはならないものです。

トラックドライバーの拘束時間の内訳

平均拘束時間 12時間26分

トラックドライバーの長時間労働を改善していくため、また、今後の物流を支えていくためにも、荷待ち時間、荷役時間の削減に向けた取組に、ご理解とご協力をお願いいたします。

出典：国土交通省「トラック輸送状況の実態調査（R2）」

厚労省 労働基準監督署
国土交通省 地方運輸局・地方運輸支局

発着荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

1 長時間の恒常的な荷待ちの改善、荷役作業の効率化をお願いします

以下の取組にご理解とご協力をお願いいたします。

取組例

- ・予約受け付けシステムの導入（発着荷主共通）
- ・パレット等の活用（発着荷主共通）
- ・納品リードタイムの確保（着荷主）
- ・運送を考慮した出荷時刻の設定（発着荷主） など

「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」（2023年6月）

運送契約を締結するにあたっては、契約は書面で行うとともに、運送の対価である「運賃」と、荷役作業などの対価である「料金」を分けて契約し、契約にない附帯作業等を命じることがないようにしましょう。

労働災害防止のため、トラックドライバーに荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。

パンフレット「荷役作業での労働災害を防止しよう」（「路上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内）

2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

トラック運送事業者は、ドライバーの拘束時間を定めた改善基準告示を発注担当者へ周知する必要があります。

令和5年10月～
「標準的な運賃」についても周知

「標準的運賃」に、ご理解・ご協力をお願いします

「標準的運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものです。2024年3月に、「標準的運賃」は8%上昇、「標準運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化を行う形で改正されました。

トラックドライバーは長時間労働・低賃金の傾向にあります。ドライバー不足による物流の停滞を引き起こさないためにも、物流産業を魅力ある職場とし、労働環境を改善することが必要です。

荷主、元請運送事業者の皆さまも、「標準的運賃」の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省「標準的運賃」の新たな「標準的運賃」が告示されました。

「改正物流法」に、ご理解・ご協力をお願いします

物流産業を魅力ある職場とするため、2024年4月からトラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用されている一方、何も対策を講じなければ物流の停滞を生じかねないという、いわゆる「2024年問題」に直面しています。

こうした中、同年5月に、荷待ち・荷役時間の削減や多重下請構造の是正を進める改正物流法が公布されました。

改正物流法に基づき、令和7年度以降、企業規模を問わず、すべての荷主（発着荷主・着荷主）と物流事業者に対し、荷待ち・荷役時間の削減等のために取り組むべき措置について努力義務が新たに課せられます。

また、トラック事業者の取組に対しては、運送契約締結時の書面交付や実運送管理体制の作成等の義務が新たに課せられます。

荷主・元請運送事業者の皆さまにおかれましては、物流の生産性向上・適正化に向けた「改正物流法」についてご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省「改正物流法」について

お問い合わせ

令和6年9月～
「改正物流法」についても周知

改正物流法に関するお問い合わせ先

都道府県	電話番号
岩手	019-604-3006
宮城	022-299-8838
秋田	018-862-6682
山形	023-624-8222
福島	024-536-4602
茨城	029-224-6214
栃木	028-634-9115
群馬	027-896-4735
埼玉	048-600-6204
千葉	043-221-2304
東京	03-3512-1612
神奈川	045-211-7351
新潟	025-288-3503
富山	076-432-2730
山梨	055-225-2853
長野	026-223-0553
岐阜	058-245-8102
静岡	054-254-6352
愛知	052-972-0253
三重	059-226-2106
滋賀	077-522-6649
京都	075-241-3214
大阪	06-6949-6490
兵庫	078-367-9151
奈良	0742-32-0204
和歌山	073-488-1150
鳥取	0857-29-1703
島根	0852-31-1156
山口	083-995-0370
徳島	088-652-9163
香川	087-811-8918
愛媛	089-935-5203
高知	088-885-6022
福岡	092-411-4862
佐賀	0952-32-7169
長崎	095-801-0030
熊本	096-355-3181
大分	097-536-3212
宮崎	0985-38-8834
鹿児島	099-223-8277
沖縄	098-868-4303

(2024.9)

国民向け周知広報について（令和5年6月28日～）

- 自動車運転者、建設の事業等で、時間外労働の上限規制が遵守されるようにするためには、取引慣行上の課題などを改善していくことが必要。
- このためには、国民の理解や社会的な機運の醸成が不可欠となることから、令和5年6月以降、国民向けの広報を順次実施している。

【イメージキャラクター】小芝風花さん（俳優）



国民向け広報内容（PRイベントの開催、動画、ポスターの作成など）

- 自動車運転者・建設の事業で働く方について、荷主や発注者等の都合で長時間労働になるケースがあること。
- 自動車運転者・建設の事業での働き方を変えていくために、荷主、発注者、そして国民にもできることのご協力をいただきたいこと。
（例：再配達の削減など）



PRイベント（令和5年6月28日開催）

加藤厚生労働大臣（当時）、斉藤国土交通大臣（当時）がご出席。

主な広報実施事項

- ・全国主要駅にポスターを掲載
- ・電車内ビジョンで広告を放映
- ・全国でテレビCMを放映

働き方改革PR動画「はたらきかたススめ ver.2（トラック編）」

- トラックドライバーの働き方改革の実現のため、厚生労働省では、国土交通省と連携して働き方改革PR動画を通じて、荷主に向けて荷待ち時間削減、荷役作業効率化に向けた協力を呼びかけている。



たしかめよう！
わたしたちにできること！



2代目イメージキャラクター
労働基準局広報キャラクター「たしかめたん」

荷主の皆さまへのお願い



←荷待ち時間の削減や荷役作業
の効率化に向けた取組を解説

標準的運賃も周知→



動画のポイント（知っていただきたいこと）

- トラックドライバーにとっては、荷物の積み下ろしの際の待機時間が負担となっており、荷主の立場から何も対策をしなければ、2030年度には約34%の輸送能力が不足する可能性があると言われていること。
- 荷主の方には、荷待ち時間の削減のため、適切な貨物の受取・引渡し日時の指定、予約システムの導入などの取組をお願いしたいこと。
- また、荷物の積みおろし作業の効率化のためにも、パレットの導入などの工夫を進めていただきたいこと。
- さらに、トラックドライバーの処遇改善に向けて、「標準的運賃」を参考に運賃や荷待ち・荷役作業等の料金などの見直しもご検討いただきたいこと。
- また、一般国民の立場においても、なるべく再配達にならないような配慮をお願いしたいこと。

自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトのリニューアルと周知

- 荷主、トラック事業者によりわかりやすく情報発信を行うため、自動車運転者の長時間労働の改善に向けたポータルサイトに新たなコンテンツ「物流情報局」を設けた。（「物流情報局」は、改正物流法の施行に向けて、年度内に更なるリニューアルを行う予定。）
- 労働基準監督署による荷主要請などあらゆる機会を活用して、以下のリーフレットにより周知している。



荷主の皆さま、トラック運送事業者の皆さまへ

自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトをリニューアルしました！

「物流情報局」OPEN

2024年4月に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」が成立するなど、トラックドライバーの荷待ち・荷役時間の削減に向けた対策が本格化しています。

こうした状況を踏まえ、「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」内に「物流情報局」を開設しました。



▲荷主の方



▲事業者の方

トラックトップページ

いま、考えてみませんか？
**物流を支える
トラック運転者**
のこと。

物流情報局
NEW

● 荷主の皆さまへ
● 事業者の皆さまへ
(トラック運転者の皆さま)へ

物流情報局では、荷主の方、トラック運送事業者の方が協力して荷待ち・荷役時間の削減に取り組めるよう、最新の情報を発信していきます！！

物流情報局では、このような情報を発信しています。



労働基準局広報キャラクター
たしかめたん

- 荷待ち・荷役時間削減等に向けた対応
 - 物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン
 - 標準的運賃
 - トラックGメン など
- 今後施行される法令のポイント
 - 改正物流法、関係省令 など
- トラック運送事業者の皆さま向けのご相談先
 - 働き方改革推進支援センター など

今後も最新情報に更新していきます！ぜひご覧ください！

自動車運転者の時間外労働の上限規制（2024年4月適用開始）

法律による上限 特別条項（例外）	年960時間	時間外労働
法律による上限 限度時間（原則）	✓ 月45時間 ✓ 年360時間	
法定労働時間	✓ 1週40時間 ✓ 1日8時間	
1年間（12か月）		

改正された改善基準告示の主な内容（2024年4月適用開始）

トラック運転者について		
	2024年3月31日まで	2024年4月1日以降
1年の拘束時間	3,516時間以内	原則： 3,300時間以内 例外（※1）： 3,400時間以内
1か月の拘束時間	293時間以内 労使協定により、年6か月まで320時間まで延長可	原則： 284時間以内 例外（※1）： 310時間以内 （年6か月まで）
1日の休息期間	継続8時間以上	原則： 継続11時間与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない 例外： 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※2）、継続8時間以上（週2回まで） 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える

※1 労使協定により延長可（①②を満たす必要あり）
① 284時間超は連続3か月まで。
② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める。

※2 1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間が住所外の場合におけるものである場合

改善基準告示について、詳しくはこちらをご覧ください。▶



改善基準告示についても、解説テキストと解説動画を掲載して周知している。

※バス、ハイヤー・タクシー運転者の改善基準告示についても、同様のテキスト・動画を作成している。

トラック運転者

令和6年4月改正改善基準告示版

労働時間等の改善のための基準
学習テキスト

解説動画

この学習テキストの動画は、令和5年度に作成していますが、「令和6年4月から適用される見直し後の改善基準告示」を前提として作成をしています。

トラック運転者

令和6年4月改正改善基準告示版

労働時間等の改善のための基準
学習テキスト

（解説動画）



働き方改革推進支援助成金

1 事業の目的

- 生産性向上に向けた設備投資等の取組に係る費用を助成し、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援。
- 建設業、自動車運転者、医師等のほか、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で指摘される情報通信業や宿泊業等も含め、特に時間外労働が長い業種等に対しては引き続き手厚い支援を実施。

2 事業の概要・スキーム

コース名		成果目標		助成上限額※1、※2（補助率原則3/4（団体推進コースは定額））
業種別課題対応コース （長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取組む中小企業事業主に助成）	建設事業	① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 年休の計画的付与制度の整備 ③ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ④ 新規に勤務間インターバル制度を導入 ※自動車運転の業務は10時間以上 その他は9時間以上 ⑤ 所定休日の増加 ⑥ 医師の働き方改革の推進 ⑦ 勤務割表の整備	①～⑤の何れかを1つ以上	①：250万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円、④：150万円（11H以上）等、⑤：100万円（4週4休→4週8休）等
	自動車運転の業務		①～④の何れかを1つ以上	①：250万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円、④：170万円（11H以上）等
	医業に従事する医師		①～④又は⑥の何れかを1つ以上	①：250万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円、④：170万円（11H以上）等、⑥：50万円
	砂糖製造業 （鹿児島県・沖縄県に限る）		①～④又は⑦の何れかを1つ以上	①：250万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円、④：150万円（11H以上）等、⑦：350万円
	その他長時間労働が認められる業種		①～④の何れかを1つ以上	①：250万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円、④：150万円（11H以上）等
労働時間短縮・年休促進支援コース （労働時間の削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取組む中小企業事業主に助成）		① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 年休の計画的付与制度の整備 ③ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	①～③の何れかを1つ以上	①：150万円（月80H超→月60H以下）等、②・③：各25万円
勤務間インターバル導入コース （勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成）		新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること		勤務間インターバルの時間数に応じて、以下の助成上限額となる ・9～11H：100万円 ・11H以上：120万円
団体推進コース （傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成）		事業主団体が、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること		上限額：500万円（複数地域で構成する事業主団体（傘下企業数が10社以上）等の場合は1,000万円）

- 助成対象となる取組（生産性向上等に向けた取組）：①就業規則の作成・変更、②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む）、③外部専門家によるコンサルティング、④労務管理用機器等の導入・更新、⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新（※月60時間を超える時間外労働が恒常的に認められる企業に対しては、乗用自動車及びPCに係る助成対象の要件を一部緩和）、⑥人材確保に向けた取組
（団体推進コースは、①市場調査、②新ビジネスモデルの開発、実験、③好事例の周知、普及啓発、④セミナーの開催、⑤巡回指導、相談窓口の設置 等）

※1 賃上げ加算制度あり（団体推進コースを除く）：賃金を3%以上引き上げた場合、その労働者数に応じて助成上限額を更に6万円～最大60万円加算（5%以上（24万円～最大240万円加算）7%以上（36万円～360万円加算））。なお、常時使用する労働者数が30人以下の場合の加算額は2倍。
※2 成果目標の達成状況に基づき、各助成上限額を算出するものであるが、選択する成果目標によってその助成上限額（最大値）が異なる。

道路貨物運送業・道路旅客運送業に関する 働き方改革推進支援助成金の活用事例（R3～R5）

助成対象：デジタコ

（道路貨物運送業）

チャート紙から運行状況を読み取って運行記録を作成・集計を行っていたが、事業規模の拡大に伴いそれが難しくなってきたことから、デジタコ（デジタル式運行記録計）を導入して自動化を図ることにしたものの。

⇒ ドライバーの運転日報作成の時間については、1か月あたり5時間程度削減。
労務管理担当者の集計時間については、1月あたり10時間程度削減。

助成対象：洗車機

（道路貨物運送業）

2日に1回の頻度で洗車をしているところ、洗車はドライバーが手作業で行っており時間を要していたことから、洗車機を導入して作業の機械化を図ることにしたものの。

⇒ 1回あたりの作業時間を40分削減（1か月では、ドライバー1人につき7時間削減）。

助成対象：フォークリフト

（道路貨物運送業）

建築資材を運搬するに当たって拠点内の倉庫で資材を保管することがあるが、資材の入出庫等をフォークリフト1台で行っており時間を要していたことから、作業効率を向上させるためフォークリフトの台数を増やすことにしたものの。

⇒ 作業量が多い場合にはフォークリフト2台で作業できるようになったことで、入出庫1回当たりの作業時間を15%削減。

助成対象：勤怠管理システム

（道路旅客運送業（ハイヤー、タクシー））

時間外労働をリアルタイムで把握し、時間外労働の時間数を踏まえた配車ができるよう、勤怠管理システムを改修して時間外・休日労働を自動的に集計できる機能を追加することにしたものの。

⇒ 時間外労働が多かったドライバーについては、1か月あたりの時間外労働を20～30時間削減。

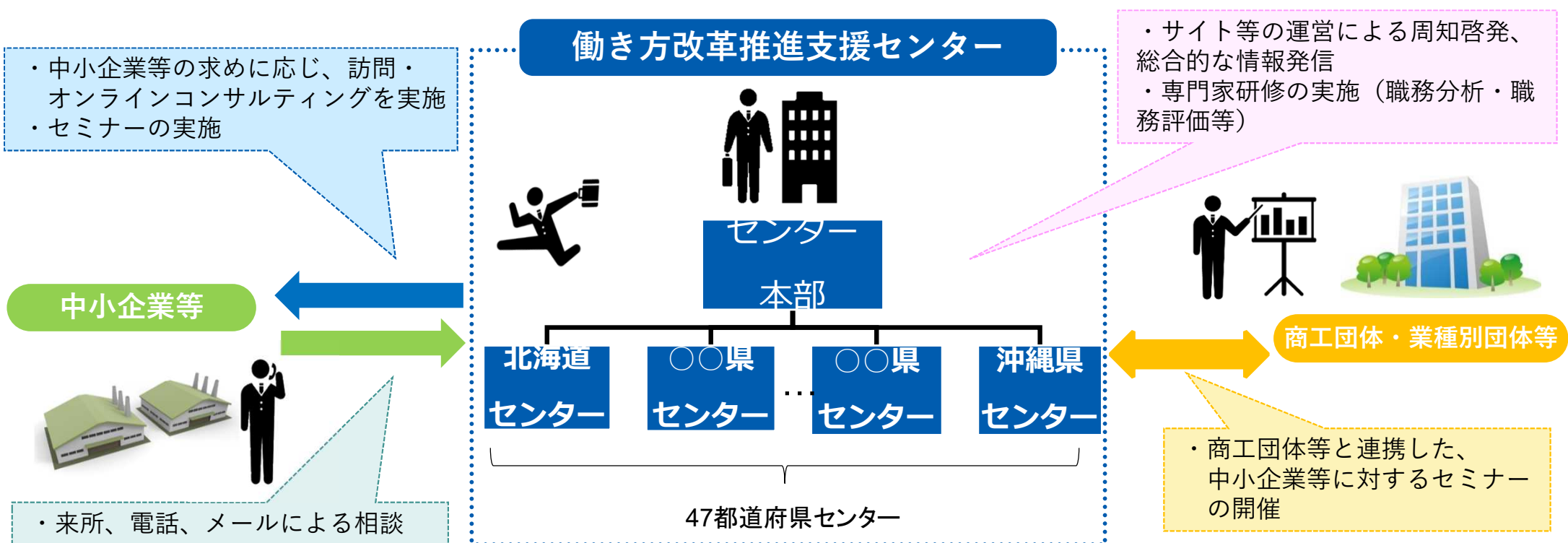
中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

1 事業の目的

中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し着実に実施することが必要であるため、本部及び47都道府県支部（都道府県センター）から成る「働き方改革推進支援センター」を設置し、

- 労務管理等の専門家による、働き方改革全般に関する窓口相談や、企業訪問やオンラインによるコンサルティングの実施
- 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施
- 働き方改革全般に係る周知啓発及び総合的な情報発信などの支援を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



実施主体：国から民間業者へ委託

事業実績(令和5年度): 窓口等における個別相談件数 約40,000件、コンサルティングによる相談件数 約37,000件

業務改善助成金

1 事業の目的

最低賃金の引上げに向けた環境整備のため、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い時間給）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けて支援する。

2 事業の概要・スキーム等

【事業概要】

生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。

賃金
引上げ



設備投資等



設備投資等に要した
費用の一部を助成

【対象事業場】

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること

【見直し内容】

- 最低賃金別助成率の区分を「1,000円未満（5分の4）」「1,000円以上（4分の3）」に変更する。
- 生産性要件の廃止
- 夏秋における賃上げ・募集時期の重点化
- 特定時期の追加募集枠を設ける

【助成上限額】

（単位：万円）

引き上げる 労働者数	引上げ額			
	30円	45円	60円	90円
1人	30(60)	45(80)	60(110)	90(170)
2～3人	50(90)	70(110)	90(160)	150(240)
4～6人	70(100)	100(140)	150(190)	270(290)
7人以上	100(120)	150(160)	230	450
10人以上(※)	120(130)	180	300	600

※1 引上げ労働者数10人以上の上限額は一定の要件を満たした場合に適用

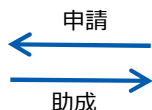
※2 「引上げ額」欄の()は事業場規模30人未満

【助成率】

1,000円未満	1,000円以上
4/5	3/4

3 実施主体等

厚生労働省（都道府県労働局）



中小企業等

4 事業実績

◆ 交付決定件数：13,603件

※ 令和5年度実績

導入例：タクシー配車システム

○導入前の状況

繁忙な時間帯に、的確にタクシーを配車することが困難だったため、最適な配車の実現せず、ドライバーの所要時間が長くなっていた。



○導入後の状況

顧客の位置情報と最適な経路が表示されるので、スムーズに配車処理ができるようになり、ドライバーの最短距離・時間での移動が実現した。

導入例：高圧温水洗浄機

○導入前の状況

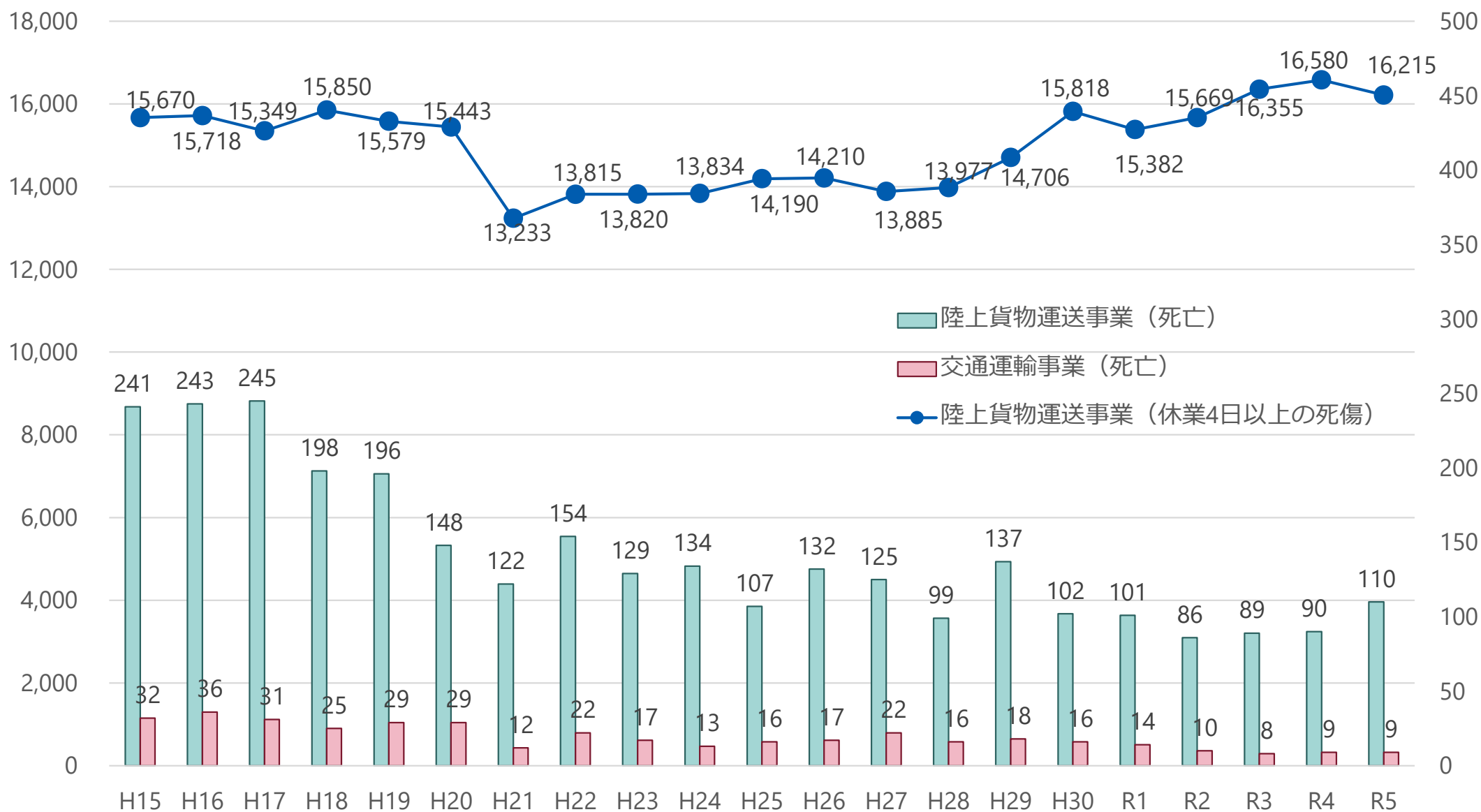
ホースを用いて洗車していた。順番待ちの時間も長く、高所は脚立が必須だった。
(1台あたり40分程度)



○導入後の状況

洗車と順番待ちの時間が短縮され、高圧洗浄により脚立の乗り降りが減少し作業効率が改善された。(1台あたり10分程度)

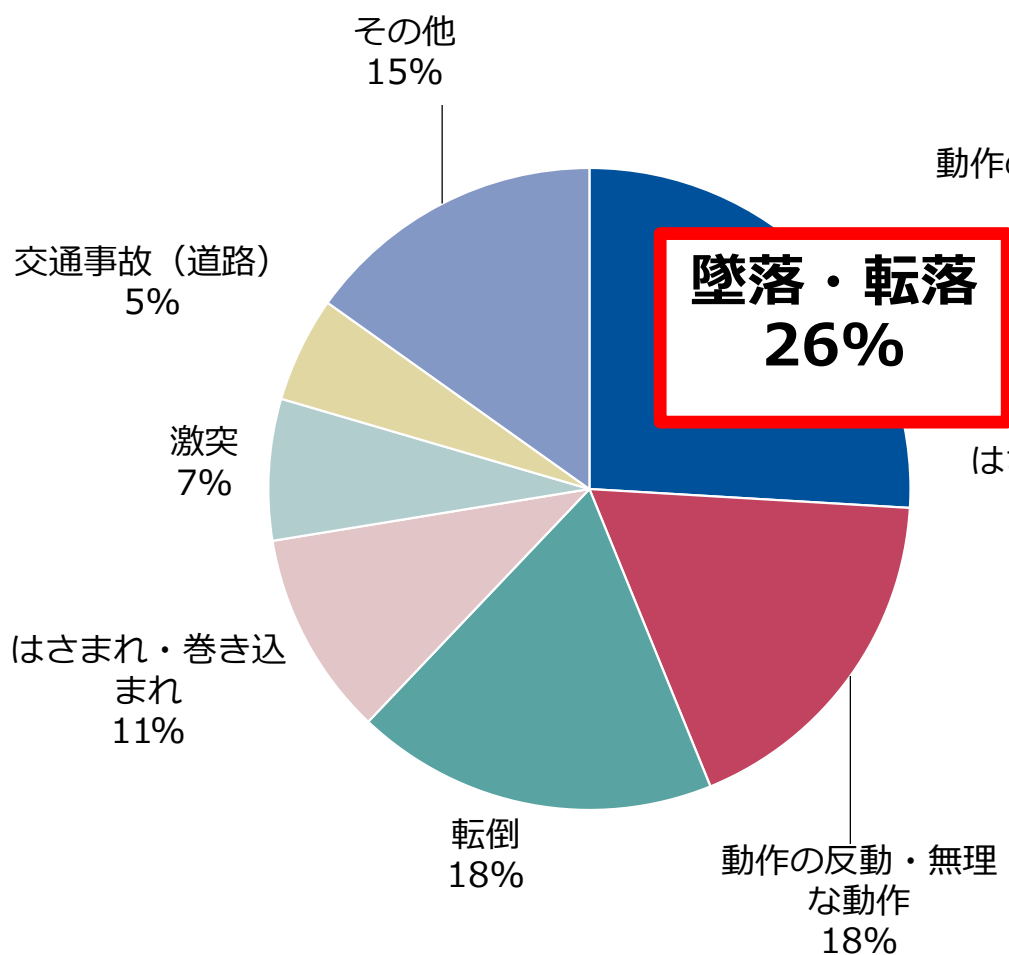
陸上貨物運送事業等における労働災害発生状況



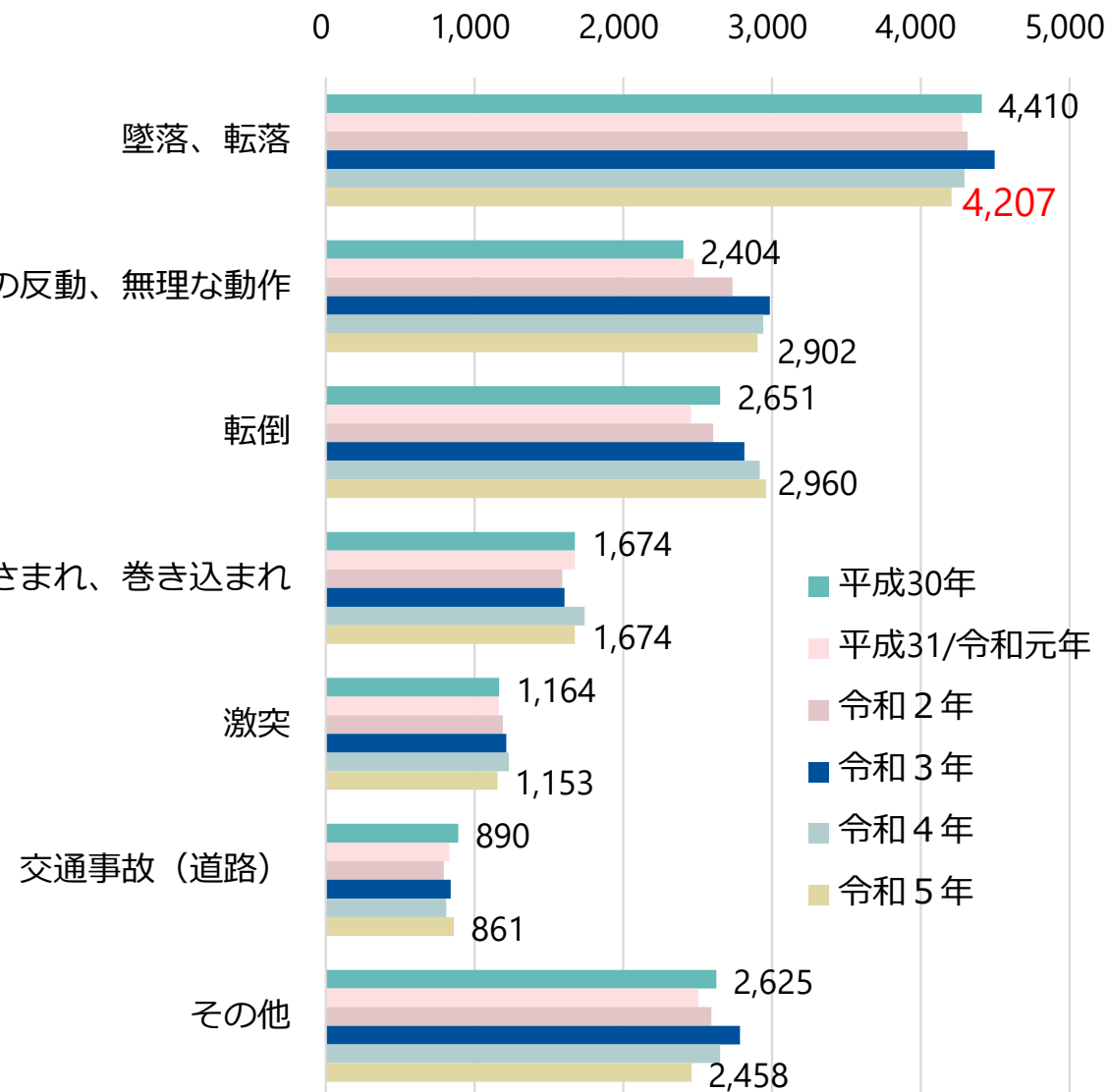
出典：平成23年までは、労災保険給付データ（労災非適用事業を含む）、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
 平成24年からは、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
 ※ 東日本大震災を直接の原因とする労働災害及び新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

陸上貨物運送事業における死傷災害発生状況（事故の型別）

死傷災害における事故の型別災害発生状況（令和5年）



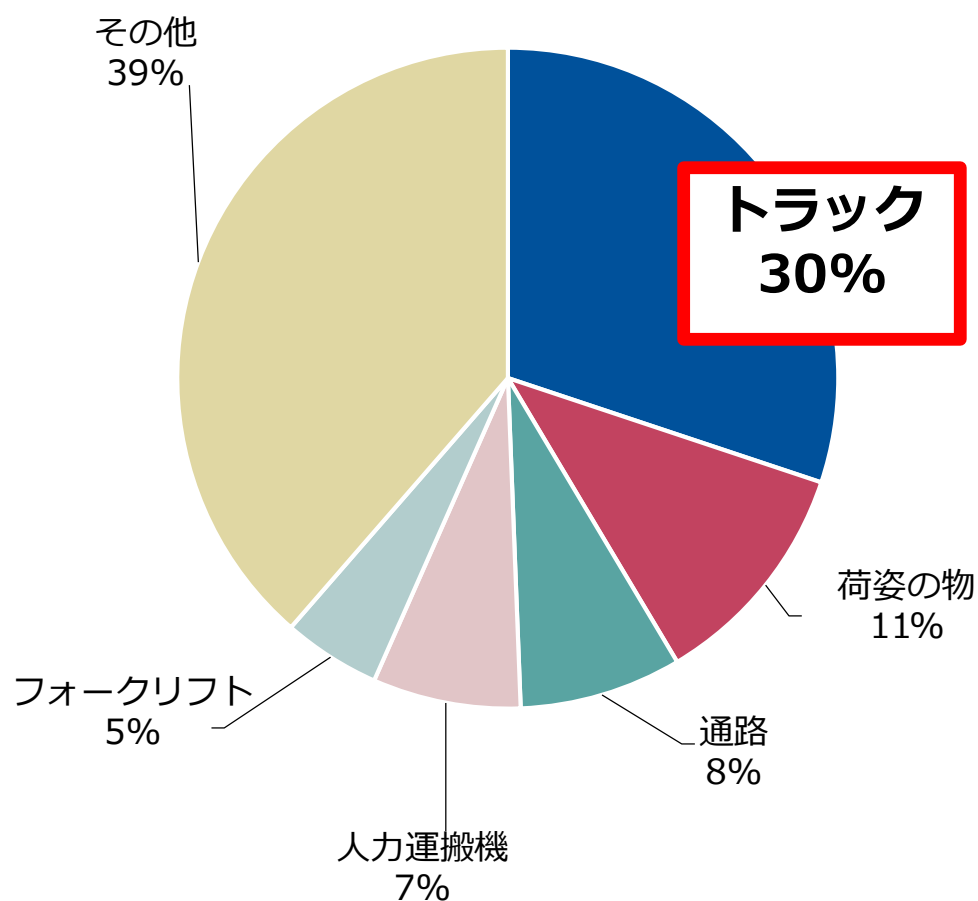
死傷災害における事故の型別災害発生状況



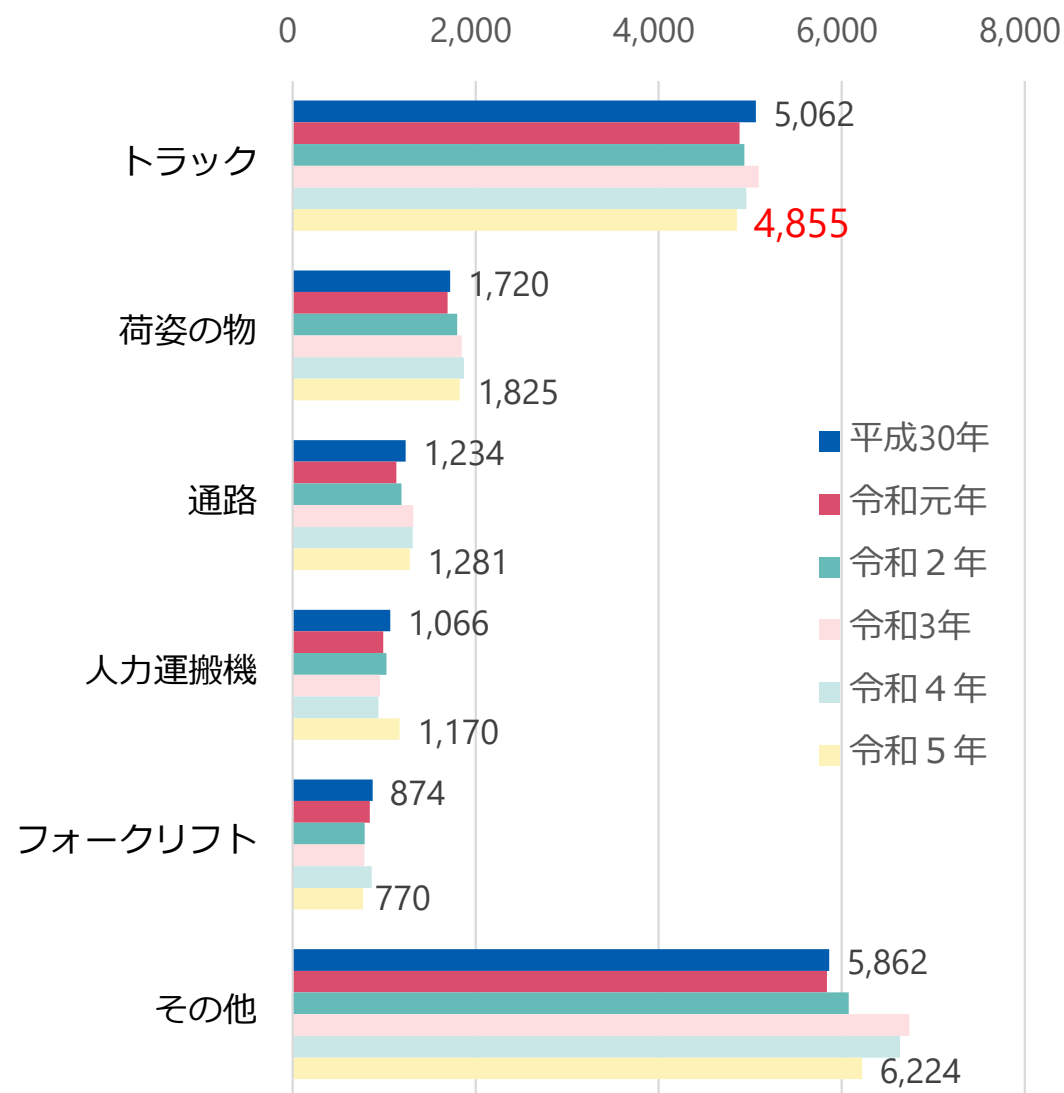
出典：労働者死傷病報告

陸上貨物運送事業における死傷災害発生状況（起因物別）

死傷災害における起因物別災害発生状況（令和5年）



死傷災害における起因物別災害発生状況



出典：労働者死傷病報告

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落災害防止措置等に係る改正労働安全衛生規則について



1

昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

R5.10.1
施行

これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

	2t未満	2t以上 5t未満	5t以上	備考
床面から荷の上又は荷台までの昇降設備の設置	△	●	○	高さ1.5mを超える箇所で作業を行うときは、安衛則第526条第1項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。
墜落による危険を防止するための保護帽の着用	△	●	○	高さ2m以上の箇所で作業を行うときは、安衛則第518条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。
		△		

○：現行の規則
●：新設
△：望ましい措置

2

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

R6.2.1
施行

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	- テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 - テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	- 荷の種類及び取扱い方法 - 台車の種類、構造及び取扱い方法 - 保護具の着用 - 災害防止	2時間
	関係法令	労働安全衛生法令中の関係条項	0.5時間
実技教育	テールゲートリフターの操作の方法		2時間

3

運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

R5.10.1
施行

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。
なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。

荷役作業時における労働災害防止対策 (陸上貨物運送事業における労働災害防止のためのガイドライン)

参考

荷役作業の安全対策ガイドライン

(最終改正：令和5年3月28日付け基発0328第5号)

●陸運事業者の実施事項

- 管理体制の確立
- 具体的な防止対策
 - ・ 墜落、転落による労働災害の防止対策
 - ・ フォークリフト、ロールボックスパレット等による労働災害の防止対策
 - ・ 転倒による労働災害の防止対策
- 安全衛生教育の実施
- 荷主等との連絡調整

→ 『安全作業連絡書』の使用

- 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置
→ 運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間の確保

連絡調整

●荷主等の実施事項

- 改善基準告示（※）の遵守
- 陸運業者に荷役作業を行わせる場合は事前に通知
- 陸運事業者との連絡調整

→ 『安全作業連絡書』の使用

- 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置
→ 疲労に配慮した休憩時間の確保、
着時刻の弾力化
- 安全に荷役作業を行える場所、機械等の確保

荷主の協力が
不可欠

交通労働災害防止のためのガイドライン

(最終改正：平成30年6月1日付け基発0601第1号)

- 管理体制の確立等
- 適正な労働時間の管理、走行管理
 - ・ 走行計画の作成
 - ・ 点呼等の実施
 - ・ 荷役作業を行わせる場合の措置
→ 運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間の確保
 - ・ 荷の適正な積載
- 教育の実施
 - ・ 交通危険予知訓練
- 意識の高揚
 - ・ 交通安全情報マップの作成
- **荷主・元請事業者による配慮等**
 - ・ 過積載運行の防止
 - ・ 改善基準告示（※）の遵守
 - ・ 安全な走行が出来ない発注の禁止
 - ・ 到着時間の再設定等の措置
- 健康管理

陸上貨物の荷主、配送先、元請事業者等の皆さま

自動車運転者の「安全確保の徹底」にご協力をお願いします！

陸上貨物運送事業における労働災害が高止まりしています。
自動車運転者の安全確保のためには、荷主、配送先、元請事業者等の皆さまの取り組みが不可欠です。

新型コロナウイルス感染症拡大により配達需要が増加している中、一人ひとりが安全に安心して働けるよう、安全対策に取り組みましょう！

厚生労働省では、自動車運転者の安全確保のため、以下のガイドラインを策定しています。

具体的な実施事項等は、裏面のチェックリストで確認ください。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、荷役作業場所における安全の確保等、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を示したものです。



ガイドラインのポイント

交通労働災害防止のためのガイドライン

交通労働災害の防止を図るための指針として、安全な走行ができない可能性が高い発注の禁止等、事業者や運転者の責務と、荷主、元請事業者等による配慮事項を示したものです。



ガイドラインのポイント

陸上貨物運送事業における労働災害の傾向

災害は増加傾向

毎年約15,000人が被災しています。

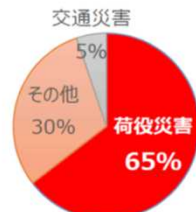
7割が荷役作業で発生

毎年約10,000件の災害が荷役作業で発生しています。



出典：労働者死傷病報告(休業4日以上)、死亡災害報告

※令和2年の死傷者数15,815人のうち、無作為に1,000件を抽出し、集計したもの
※内訳は作業内容(令和2年)



周知用リーフレットはコチラ : <https://www.mhlw.go.jp/content/001101329.pdf>

安全対策ができているか、以下のチェックリストで確認してください

荷役作業の安全対策チェックリスト

(「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」より)

① 貴社の荷役場所を安全な状態に

- ☐ 荷の積卸しや運搬機械、用具等を使用するための十分な広さを確保している
- ☐ 十分な明るさで作業している
- ☐ 着時刻の分散など混雑緩和の工夫をしている
- ☐ 荷や資機材の整理整頓をしている
- ☐ 風や雨が当たらない場所で作業している

② 墜落、転倒、腰痛等の対策

- ☐ 墜落や転落を防ぐ対策をしている
(手すりやステップ、墜落制止用器具取付設備(親網等)の設置等)
- ☐ つまづきやすい、滑りやすい場所の対策をしている
(床の段差・凹凸の解消、床面の防滑、防滑靴の使用等)
- ☐ 人力で荷を扱う作業では、できるだけ機械・道具を使用している

③ 陸運事業者との連絡・調整

- ☐ 荷役作業を行わせる陸運事業者には、事前に作業内容を通知している
- ☐ 荷役作業の書面契約をしている
- ☐ 配送先における荷卸しの役割分担を安全作業連絡書等で明確にしている
- ☐ 安全な作業を行えるよう余裕を持った着時刻を設定している

※上記は、同ガイドラインに示している事項のうち主要なものを記載しています。
詳細についてはガイドライン本文を参照ください。

交通労働災害防止対策チェックリスト

(「交通労働災害防止のためのガイドライン」より)

荷主、元請事業者等による配慮

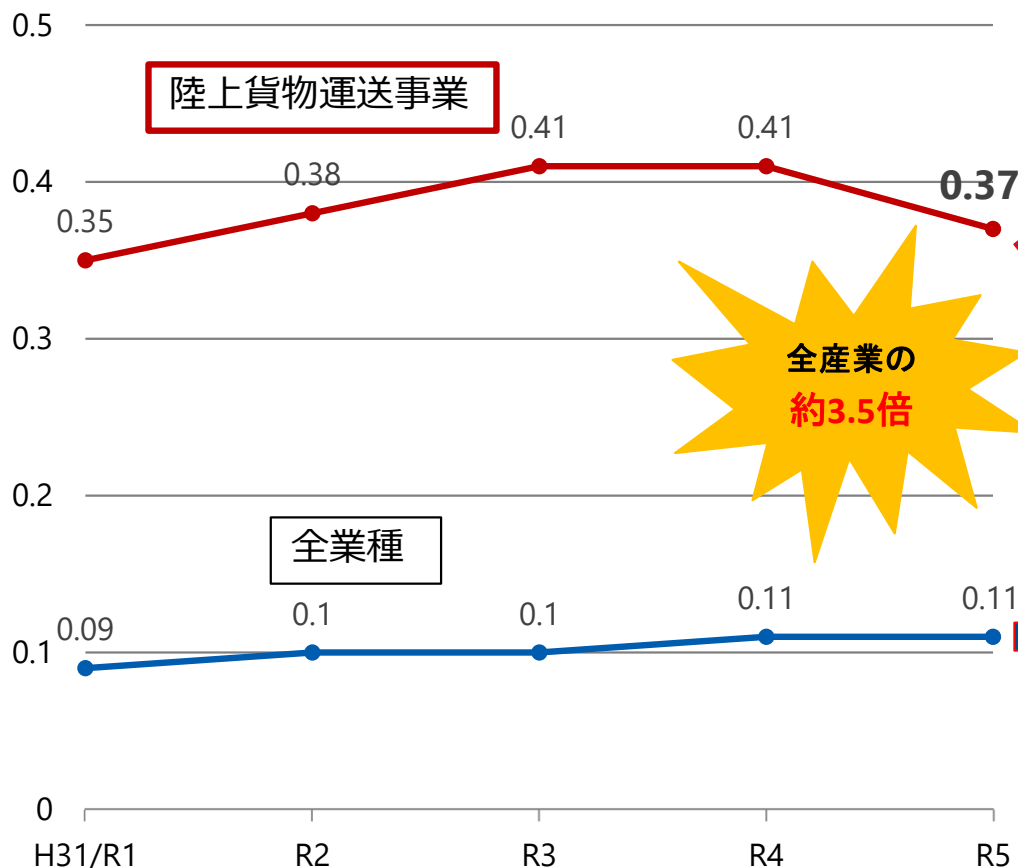
- ☐ 荷主、元請事業者等の事情での直前の貨物の増量による過積載運行を行わせていない
- ☐ 到着時刻の遅延が見込まれる場合、到着時刻の再設定やルート変更等を行っている
- ☐ 改善基準告示に違反し安全な走行ができない可能性が高い発注をしないようにしている
- ☐ 荷積み・荷卸し作業の遅延で予定時間に出発できない場合、到着時間を再設定し、荷役作業開始まで荷主の敷地内で待機できるようにしている

ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

陸上貨物運送事業における腰痛災害防止対策

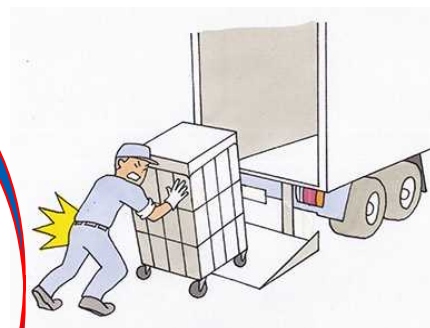
- 陸上貨物運送事業の腰痛災害の死傷年千人率は、全業種と比較して約3.5倍となっている。

【腰痛災害における業種別 死傷年千人率】 【陸上貨物運送事業における災害事例】



出典：労働者死傷病報告

⇒ 納品先で台車を使用して荷を運んでいたところ、荷が倒れそうになったので支えた際に、腰に痛みを感じた。



被災者情報

年齢、性別	20代、男性
休業日数	1 か月
経験年数	1 年

具体的 な対策

- 不安定な荷には、複数人で作業をする
- 荷が倒れないよう、適した台車を選択する
- 腰痛予防体操の実施

- 事業者**

①労働時間の状況の把握※2
②労働時間の通知及び面接指導受診指示
⑤事後措置※3

労働者 (裁量労働制、管理監督者含む)

① **義務**：月80時間超の時間外・休日労働を行い、疲労蓄積があり面接を**申出た者**
② **努力義務**：事業主が自主的に定めた基準に該当する者

研究開発業務従事者

① **義務**：月100時間超の時間外・休日労働を行った者
② **義務**：月80時間超の時間外・休日労働を行い、疲労蓄積があり面接を**申出た者**
③ **努力義務**：事業主が自主的に定めた基準に該当する者

高度プロフェッショナル制度適用者

① **義務**：1週間当たりの健康管理時間が40時間を超えた時間について月100時間超を行った者
② **努力義務**：①の対象者以外で面接を**申出た者**

医師 (産業医、地域産業保健センター等)

④事後措置に関する意見

③面接指導の実施

※2 高度プロフェッショナル制度適用者は健康管理時間の把握。

※3 事業者は、面接指導の結果を踏まえて、就業場所の変更、作業の転換等の必要な事後措置を行う。

ストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策

- 事業場における労働者のメンタルヘルスケアは、メンタルヘルス不調を未然に防止する「一次予防」、メンタルヘルス不調を早期に発見し、適切な対応を行う「二次予防」及びメンタルヘルス不調となった労働者の職場復帰を支援する「三次予防」に分けられる。
- ストレスチェック制度は、これらのうち特に一次予防のための措置を強化する観点から導入され、当該制度の推進等を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策の促進が図られている。

